

改正された省令の施行等について

平成23年1月6日付で下記の①②により省令の改正についてお知らせしたところですが、その施行時期については以下の通りとなります。

- ①「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について」(医政発0106第14号) (以下、省令改正①)
 ②「保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(医政発0106第16号) (以下、省令改正②)

施行等の日程	保健師	助産師 (※4)	看護師
平成21年4月	平成20年の改正カリキュラムの適用	平成20年の改正カリキュラムの適用	平成20年の改正カリキュラムの適用
平成23年4月	省令改正①施行(※1)	省令改正①施行(※1)	省令改正②施行
平成24年2月(※3)			改正試験科目による国家試験(※2) (第101回看護師国家試験)
平成24年4月	省令改正①適用(改正カリキュラムの適用) 省令改正②施行	省令改正①適用(改正カリキュラムの適用)	
平成25年2月(※3)	改正試験科目による国家試験(※2) (第99回保健師国家試験)		

- ※1 平成23年3月31日までに指定を受けている保健師又は助産師の養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については従前の通りとすることができる。
- ※2 改正試験科目による国家試験の実施に際しては、従前のカリキュラムで学んだ学生と改正カリキュラムで学んだ学生の双方共に不利にならないように問題作成において十分配慮する。
- ※3 国家試験日は審議会において決まるため、現時点では決まっていない。
- ※4 助産師国家試験の試験科目に変更はない。